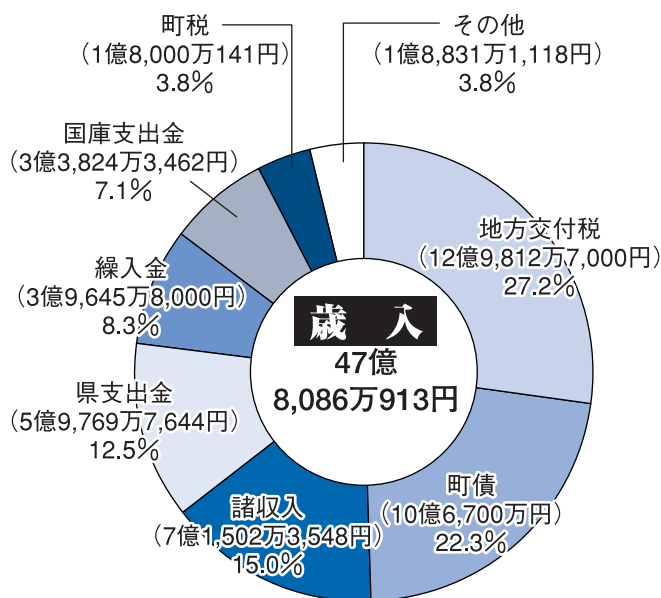
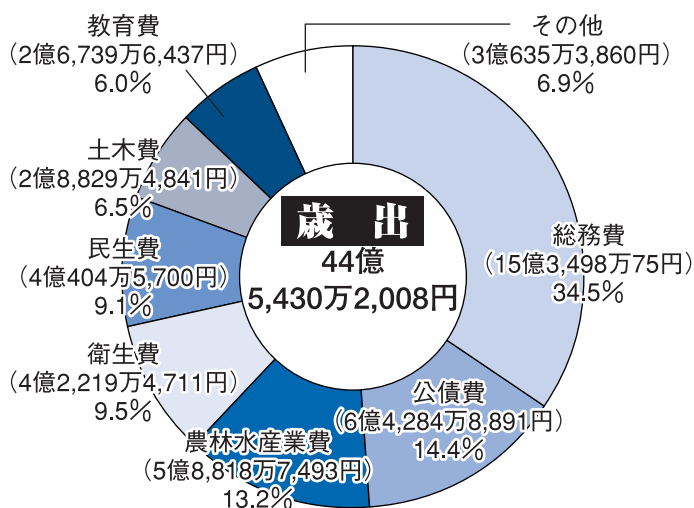


平成16年度 上島町一般会計決算報告

平成16年度の各会計決算は、9月定例議会で全て認定されました。

ここでは、私たちが納めた税金や国・県等からのお金がどのように使われたのか、一般会計の詳細をお知らせします。

これが上島町の家計簿です



【歳出：その他の内訳】

議会費	28,959,209円
商工費	45,462,564円
消防費	112,256,796円
災害復旧費	119,675,291円

【歳出のうち、特別会計等への繰出金】

〈総務〉CATV事業会計	45,000,000円
〈民生〉国民健康保険事業会計	28,500,000円
〈民生〉老人保健事業会計	40,000,000円
〈民生〉介護保険事業会計	26,500,000円
〈衛生〉公共下水道事業会計	65,000,000円
〈衛生〉浄化槽事業会計	16,500,000円
〈衛生〉農業集落排水事業会計	10,000,000円
〈衛生〉上水道事業会計	20,783,000円
〈農林水産業〉健康増進センター事業会計	10,200,000円
〈農林水産業〉国民宿舎事業会計	1,000,000円
〈土木〉公共用地事業会計	1,200,000円
〈土木〉ふ頭用地事業会計	1,200,000円

【歳入：その他の内訳】

地方譲与税	34,799,000円
利子割交付金	4,924,000円
配当割交付金	454,000円
株式等譲渡所得割交付金	1,158,000円
地方消費税交付金	28,610,000円
自動車取得税交付金	11,071,000円
分担金及び負担金	33,796,188円
使用料及び手数料	51,039,659円
財産収入	21,335,271円
寄付金	1,124,000円

【歳入：町税の内訳】

町民税	106,060,122円
固定資産税	55,580,170円
軽自動車税	196,650円
市町村たばこ税	18,166,199円

平成16年度の世帯・個人当たり歳入歳出状況 (平成16年10月～平成17年3月) (平成17年3月末現在 世帯数…3,845世帯 人口…8,218人)

歳 出



1世帯

1,158,466円



町民1人

542,018円

歳 入



1世帯

146,814円

町税の負担額



町民1人

21,903円

住民課からの お知らせコーナー

■問合せ先

弓削住民課 TEL 77-2500
生名住民課 TEL 76-3000
岩城住民課 TEL 75-2500
魚島住民福祉課 TEL 78-0011

国保コーナー

上島町国民健康保険

『はり・きゅう施術』

の助成』紹介

上島町国民健康保険に加入されている方が、はり・きゅうの施術を受ける場合、上島町指定の施術所であれば、その費用の一部を助成することができます。

■施術内容

はり及びきゅう

■助成金額…1回につき

- 1術1190円（初回2300円）の10分の7
- 2術1490円（初回2650円）の10分の7

※ただし、1カ月10回以内

■手続き方法

保険証と認印を施術所窓口で提示

してください。以後の手続きは、上島町と施術所で行います。

■指定施術所

○今治市国民健康保険はり・きゅう師会所属の施術所

○小田はり灸接骨院（因島）

■問合せ先

各支所住民課及び住民福祉課へお問合せください。

国民年金

国民・厚生年金保険

老齢給付の裁定請求書の

事前送付が始まりました

社会保険庁では、年金請求者の利便性の向上や裁定請求漏れの防止を図ることを目的として、社会保険業務センターが管理している年金加入記録により、老齢基礎年金の受給要件が確認できた方（年金の受給資格があり、60歳及び65歳で受給権が発生する方）に対し、基礎年金番号・氏名・生年月日・性別・住所及び年金加入期間等をあらかじめ印字した「裁定請求書」を年金開始年齢到達月の3カ月前に、本人宛に送付することになりました。

また、60歳で受給資格が確認できない方には、裁定請求の案内（はがき）を送付いたします。

社会保険料（国民年金保険料）の控除証明書の発行について

国民年金保険料を納付されると、所得税及び住民税の申告において金額が「社会保険料控除」の対象となっており、課税対象所得から控除されます。

所得税法等の一部を改正する法律が平成17年3月31日に可決成立し、平成17年所得分から、国民年金保険料を社会保険料控除として税務申告する際に、保険料を支払ったことを証明する書類（証明書または領収書を申告書に添付することが義務付けられました。

このため、平成17年の年末調整から保険料を支払いした旨を証明する書類が必要となることから、社会保険庁では「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（はがき様式）を、11月上旬または翌年2月にお送りすることになっています。

◆11月送付対象者

1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料の納付実績がある方。

◆翌年2月送付対象者

10月1日から12月31日までの間にその年はじめて国民年金保険料の納付があった方

※国民年金保険料の納め忘れ等により納付が遅れますと、証明額等に記

載されない場合があります。この場合は、領収証書により控除額を自己申告する必要がありますので、国民年金保険料の領収証書は大切に保管してください。

ねんきんダイヤル 始まります！

年金に関する電話での相談については、これまで全国23カ所の年金相談センター又は社会保険業務センター中央年金相談室の電話番号に電話をおかけいただいていたりましたが、10月31日から拠点毎の電話番号を2つの全国共通電話番号に集約し、ネットワークにより効率化を図る『ねんきんダイヤル』を開始しました。全国どこからでも、次の電話におかけください。

○年金請求などの年金相談

TEL 0570-005-1165

○年金を受けている方の年金相談

TEL 0570-007-1165

お客様の通話料金のご負担については、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金のみでご利用することができま

す。ねんきんダイヤルでは、お客様からの電話を全国の年金電話相談センター等のうち、回線の空いているところにおつなぎし、ネットワーク全体で600席を超える体制で対応します。

11月11日から17日は
「税を考える週間」です

この週間は、国民各層により能動的に税の仕組みや目的等を考えていただき、国の基本となる税に対する理解を一層深めていただくことを目的としています。

本年度の基本方針は『少子・高齢化社会と税』とし、少子・高齢化社会における税の役割や税務行政を取り巻く諸問題と、それに対応するための国税庁の今後の方針等に関する情報を提供し、税の重要性や今後のあり方について皆さんに考えていただくとともに、一人でも多くの方に税務行政に対する理解を深めていただくこととしています。また、併せて重点広報項目（消費税の滞納未然防止、e・taxの普及等）の効果的な周知を図ります。



母子家庭等就業・自立支援センター事業

就職準備・離職転職セミナーの受講生の募集

この事業は、母子家庭の母の効果的な就職活動、就職へ結びつけるため、母子家庭の母に対して自己アピールの仕方など就職活動を行う基礎的な知識を習得していただくためのセミナーです。

■日 時 平成18年1月13日(金) 10:00～15:00

■セミナー内容及び講師

○就職活動の心構え

○効果的な履歴書の書き方及び面接の受け方

(講師：キャリアコンサルタント又は企業の人事担当者)

○就職先の探し方

(ハローワーク担当者)

■会 場 西条市神拝甲324-2 西条市総合福祉センター
TEL 0897-55-0294

■対 象 者 就職を希望する母子家庭の母及び寡婦

■募集人員 50名程度(定員になり次第締切)

■受 講 料 無料

■申し込み方法

愛媛県母子福祉センター所定の用紙で12月15日までにお申し込みください。所定の用紙は、上島町役場各総合支所住民課及び住民福祉課にありますので、認印をご持参のうえ、お申込みください。

今治税務署からのお知らせ

平成17年分

年末調整説明会が

開催されます

■日時 11月24日(木)

午後1時から3時

■場所 せとうち交流館

■問合せ先

今治税務署 法人課税部門

TEL 0898-3216935

ご来場の際は、事前に送付する年末調整関係資料を持参のうえ、ご来場ください。

家屋を取壊したときは

届出してください

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に土地・家屋・償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している人が納める税金です。

家屋を取壊したときには、各総合支所の税務担当課の窓口で「家屋滅失届」をご提出ください。

なお、建物滅失の登記を済ませた場合は、登記済通知書により取壊し年月日等が確認できますので、この届出は必要ありません。

「人権問題に関する

総合12時間電話相談」開設

■相談内容 差別待遇、暴行・虐待、いじめ等、あらゆる人権問題に関する相談(予約不要・無料・秘密厳守)

■日 時 平成17年12月9日(金)
9:00～21:00

■電話番号 0120-025-550

■担 当 者 人権擁護委員・法務局職員

全国一斉「女性の人権ホットライン」

電話相談開設

■相談内容 DV、職場におけるセクシャルハラスメント等、あらゆる女性の人権問題に関する相談(予約不要・無料・秘密厳守)

■日 時 平成17年11月20日(日)
9:00～21:00

■電話番号 089-032-1875

■担 当 者 人権擁護委員・法務局職員

■主催 松山地方法務局・愛媛県人権擁護委員連合会